

■ コーポレートガバナンス



当グループは、ビジネスモデルに即したコーポレートガバナンス体制強化を進めており、指名委員会等設置会社の法定委員会に加え、取締役会の任意の諮問機関としてリスク委員会および利益相反管理委員会を設置しています。また、経営の透明性を高めるために、取締役会議長には社外取締役が就任しています。

1. 基本的な取組方針

当社は、信託の受託者精神に立脚した高い自己規律に基づく健全な経営を実践し、社会からの揺るぎない信頼を確立するために、グループの持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図る観点から、以下の基本的な考え方によって、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでいます。また、当グループの存在意義（パーパス）を定義し、マ

テリアリティを特定の上、社会課題の解決を使命とするとともに自らの成長機会と認識し、「社会的価値創出と経済的価値創出の両立」を経営の根幹に掲げています。取締役会は、当グループの全ての役員・社員が共有し、あらゆる活動のよりどころとして、経営理念（ミッション）、目指す姿（ビジョン）および行動規範（バリュー）を制定しています。

基本的な考え方

- 当社は、株主の権利を尊重し、株主が権利を適切に行使することができる環境の整備と株主の実質的な平等性の確保に取り組んでまいります。
- 当社は、社会的責任や公共的使命の重要性を認識し、株主、お客さま、社員、事業パートナーおよび地域社会をはじめとしたさまざまなステークホルダーとの適切な協働に努め、高い自己規律に基づき健全に業務を運営する企業文化・風土を醸成してまいります。
- 当社は、ステークホルダーとの建設的な対話を行う基盤を構築するために、ディスクロージャーポリシーを別途定め、非財務情報を含む会社情報の適切な開示と、企業経営の透明性の確保に努めてまいります。
- 当社は、当グループの経営管理機能を担う金融持株会社として、指名委員会等設置会社の機関設計を採用し、執行と監督の分離による取締役会の監督機能の実効性確保に努めてまいります。
- 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、ステークホルダーとの間で建設的な対話を行います。

2. コーポレートガバナンス体制に関する考え方

当社は、三井住友信託銀行、三井住友トラスト・アセットマネジメント、日興アセットマネジメントなどを傘下に擁する金融持株会社であり、信託の受託者精神に立脚し、高度な専門性と創造力を駆使して、銀行事業、資産運用・資産管理事業および不動産事業を融合した「トータルソリューション」

を提供するお客さまの「ベストパートナー」を目指しています。その理念を実現し、ステークホルダーの期待に応えるため、当グループのビジネスモデルの健全性および信頼性ならびに経営の透明性を確保し、当グループのコーポレートガバナンスの高度化に取り組んでいきます。

3. 取締役会

(1) 取締役会の役割

取締役会は、当グループの経営の基本方針を定め、経営全般に対する監督機能を担うことにより、当グループの経営の公正性・透明性を確保することをその中心的役割としています。このため、原則として法令で定められた専決事項以外の業務執行の決定を執行役に委任した上で、執行役等の職務の執行を監督しています。また、社外取締役が、ステークホルダーの視点に立ち、当グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る観点から取締役会および経営者の業務執行ならびに当社と経営陣等との間の利益相反を適切に監督することができる環境を整備しています。

さらに、サステナビリティ(持続可能性)を巡る環境・社会的な課題の重要性に鑑み、グループ各社が果たすべき社会的責任に関する基本方針(サステナビリティ方針)を定め、役員および社員の意識を高めるとともに、ステークホルダーに配慮しながら課題解決に向け積極的な取り組みを推進することを通じ、社会の持続可能な発展と当グループの企業価値の向上を図っています。

そして、お客さまの真の利益に適う商品・サービスの提供に関する取組方針(フィデューシャリー・デューティーに関する取組方針)を定め、当グループ内で「お客さま本位」の姿勢を共有し、お客さまの安心と満足のために行動するとともに、グループ各社の取り組み状況を管理することにより、当グループにおけるフィデューシャリー・デューティーの実践を推進しています。

(2) 取締役会の構成

当社の取締役会の人数は、当グループの経営管理機能を担う金融持株会社として求められる実効性ある監督機能を発揮するために必要かつ適切な規模で、構成員の多様性および専門性の確保の観点にも十分配慮して決定しています。

また、コーポレートガバナンスにおける社外取締役の機能の重要性に鑑み、取締役会の人数のうち、独立社外取締役の占める割合を原則3分の1以上とし、独立役員に係る独立性判断基準を制定し、開示しています。

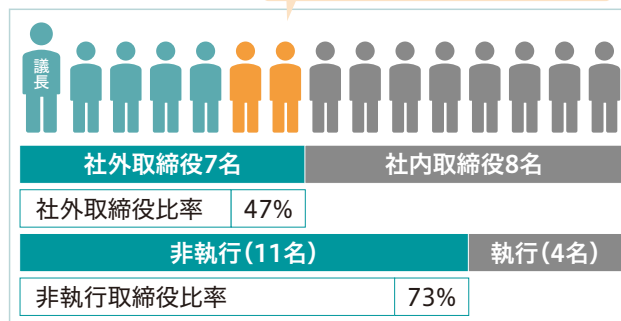
取締役候補者を決定するに際しては、当社の重要課題(マテリアリティ)に対応する、「企業経営」、「財務会計」、「法務・リスク管理・コンプライアンス」および、新たな価値創造分野につながる信託業務固有のスキルやサステナビリティ、IT・デジタルなどを含む「創造」の分野における高い見

識と豊富な知識を有する人材の中から選任することとしており*、信託銀行グループとしての幅広い業務領域を適切に監督し、的確な意見・助言を行い得るに相応しい、多様性とバランスの取れた構成を確保するよう努めています。

※2022年7月時点

取締役会の構成

2021年度に女性取締役を1名増員



- 社外取締役7名全員を独立役員として金融商品取引所に届け出しています。
- 取締役15名の内訳：男性13名、女性2名(上表ではオレンジ色で表記)
- 2021年7月1日～2022年6月30日に、取締役会を16回開催。欠席は取締役2名が1回ずつのみ。

(3) 取締役会議長(社外取締役)

指名委員会等設置会社では、重要な業務執行の決定を原則として執行役に委任することができる一方で、取締役会はより一層監督機能の発揮を求められます。このような取締役会の役割期待を踏まえ、当社は取締役会の議長に社外取締役の松下功夫氏を選定しています。

併せて、当社では、取締役会議長がその職責を果たしていくことをサポートする組織として取締役会室を設置し、取締役会の議題の選定に向けた情報提供や取締役会の議題の論点整理などについてサポートを行っています。

社外取締役会議

当社では、コーポレートガバナンスの実効性をさらに高めるべく、社外取締役のみが参加する社外取締役会議*を定期的で開催しています。

社外取締役同士の忌憚のない活発な議論により、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を行うことで、社外取締役間の信頼関係の醸成や、取締役会の監督機能の強化に役立っています。

2021年度に開催した社外取締役会議においては、取締役会評価の実施結果などを踏まえて、今後、取締役会で議論すべきテーマや運営の改善事項などについて議論し、執行側への提言も行っています。

※規程類に基づいて設置されたものではなく、社外取締役による任意の会議体となります。

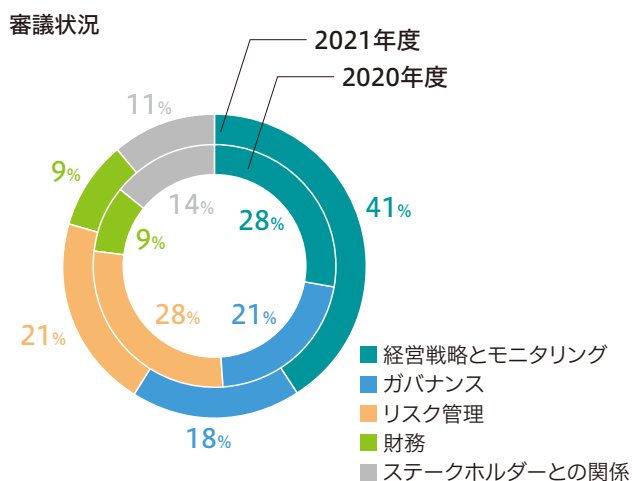
4. 取締役会の審議状況

(1) 取締役会における審議状況と主な審議トピックス

当社の取締役会では、毎年、取締役会の実効性評価(以下、「取締役会評価」)を通じて策定した年間審議スケジュールに基づき、社内外の環境変化に応じた審議を行っています。

2021年度は、企業価値向上に向けた攻守両面の論点からの重要テーマに関して審議を行い、中長期的な経営課題・戦略など「経営戦略とモニタリング」に関する審議時間の割合は、前年度比で増加しました。「リスク管理」や「ガバ

ナンス」の割合は前年度比で低下しましたが、信託銀行グループの強さの源泉である業務品質向上に向け、業務プロセス可視化やリスクマップ整備等に関する審議、グループベースでの内部統制システム・ガバナンスのさらなる実効性向上に関する審議を継続しており、2019年度との比較では同程度の水準を維持しています。(2019年度:リスク管理23%、ガバナンス15%)



2021年度取締役会で審議した主なトピックス

テーマ分類	トピックス
経営戦略とモニタリング	・マテリアリティ・マネジメント ・事業ポートフォリオ分析と経営資源配分 ・財務・非財務を一体化したフレームワーク
ガバナンス	・サクセッションプラン高度化 ・グループガバナンス高度化 ・政策保有株式に関するモニタリング
リスク管理	・リスク文化およびコンプライアンス意識の浸透・定着 ・サイバーセキュリティ、リスク管理体制の高度化 ・業務品質高度化に向けた取り組み
財務	・財務・非財務を含めた資本政策および株主還元方針
ステークホルダーとの関係	・サステナビリティ・気候変動に関する方針 ・エンゲージメント強化・Well-being実現への対応 ・フィデューシャリー・デューティーおよびCS推進戦略

(2) 「経営テーマ」における議論

当社の取締役会では、当グループの経営の基本方針や中長期的戦略の決定等に向けて、経営上の重要課題や、中長期的視点に立ったテーマを「経営テーマ」として選定し、取締役会で審議しています。「経営テーマ」は、三井住友信託銀行の社外取締役もオブザーバー参加し、結論を得ることを目的とせず、自由に審議することで、社外取締役の視点や知見を活用しながら、取締役会の審議充実を図っています。

今年度は、事業ポートフォリオに焦点を当てて議論を重

ねました。監督と執行による対話を重ね、金融業界の在り方を展望しつつ市場構造・競争環境を踏まえたポジショニングの観点、「信託の力」を含む非財務的資源の観点、デジタル化や社会課題の高度化も含めた不確実性の高い環境を踏まえた観点などを検証の上、事業ポートフォリオの在り方を審議しました。このような審議を通じて、社会的価値創出と経済的価値創出の両立によってステークホルダーへの価値を生み出す中長期的な事業ポートフォリオを展望することで、注力戦略領域の設定等につながっています。

5. 取締役会評価

当社は、毎年、取締役会評価を行い、抽出した課題に対する改善策を検討・実施していくことで、PDCAサイクルを機能させ、取締役会の実効性向上に取り組んでいます。

※2021年度取締役会評価の実施結果(概要)については、下記のリンクをご参照ください。

[PDF https://www.smth.jp/-/media/th/about_us/management/governance/pdf/evaluation.pdf](https://www.smth.jp/-/media/th/about_us/management/governance/pdf/evaluation.pdf)

6. 委員会

当社は、コーポレートガバナンスの実効性を確保するとともに、当グループのビジネスモデルの健全性および信頼性ならびに経営の透明性をより一層高めていくために、会社法により設置が求められる指名委員会、報酬委員会および監査委員会に加え、取締役会の諮問機関としてリスク委員会および利益相反管理委員会を設置しています。各委員会は、毎年、自己評価を実施し、抽出した課題への改善策を検討・実施することで、自律的な運営向上に取り組んでいます。自己評価結果は、4月の取締役会に報告し、審議しています。

(1) 指名委員会

指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する議案の内容を決定し、取締役会から、執行役社長を含む執行役の選任および解任ならびに経営者後継人材育成計画に関する諮問を受け、審議の上、答申を行うとともに、三井住友信託銀行の取締役社長を含む取締役の選任および解任に関する諮問、ならびに三井住友トラスト・アセットマネジメントの取締役の選任および解任に関する諮問を受け、審議の上、答申を行います。

(2) 報酬委員会

報酬委員会は、取締役および執行役の個人別の報酬額などの内容に係る決定方針を定め、その方針に従って、取締役および執行役の個人別の報酬額などの内容を決定するとともに、三井住友信託銀行および三井住友トラスト・アセットマネジメントの取締役などの個人別の報酬額などの内容に係る決定方針に関する諮問を受け、審議の上、答申を行います。

(3) 監査委員会

監査委員会は、執行役および取締役の職務の執行を監査し、監査報告を作成するとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定します。また、監査委員会は、その役割と責任を果たすため、当社のほか、当グループに属する会社の業務および財産の状況の調査などを行う権限を行使し、当グループの内部統制システムを活用するとともに、執行役、取締役および会計監査人からの報告聴取およびこれらの者との意思疎通などを通じて、組織的かつ効率的に監査を実施します。

(4) リスク委員会

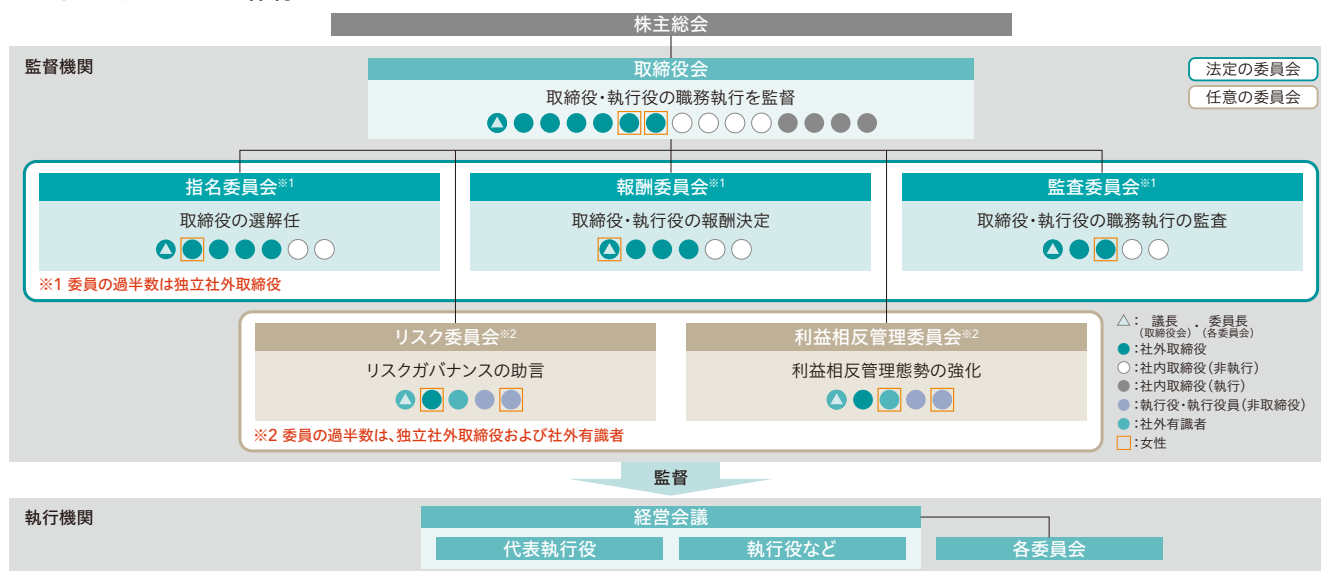
リスク委員会は、①当グループの経営を取り巻く環境、トップリスク、およびマテリアリティに関する事項、②当グループのリスクアパタイト・フレームワークの運営、リスク管理およびコンプライアンス管理に係る内部統制システムの実効性の監視に関する事項などに関して、取締役会からの諮問を受けて、その適切性などについて検討し、答申を行います。

(5) 利益相反管理委員会

利益相反管理委員会は、①当グループの利益相反管理態勢の妥当性に関する事項、②当グループの利益相反管理、顧客説明管理および顧客サポート管理の実効性ならびにこれらの態勢の高度化に関する事項、③当グループのフィデューシャリー・デューティーに関する取組方針およびグループ各社の行動計画などに関する事項、④当グループの利益相反管理およびフィデューシャリー・デューティーの浸透などに係る特に重要な事項などに関して、取締役会からの諮問を受けて、その適切性などについて検討し、答申を行います。

コーポレートガバナンス

コーポレートガバナンス体制



	2021年度 ^{※1} の主な審議事項	2022年度 ^{※2} の取締役会からの重点諮問事項など ^{※3}
指名委員会	<ul style="list-style-type: none"> 当社および主要子会社の取締役候補者案 サクセッションプランおよびプロセスのさらなる高度化 	<ul style="list-style-type: none"> サクセッションプラン・スキルマトリクスの高度化
報酬委員会	<ul style="list-style-type: none"> 報酬サーベイの情報の比較分析に基づく水準・体系の検証を通じた取締役・執行役の報酬 	<ul style="list-style-type: none"> ステークホルダー主義を踏まえた役員報酬制度の検討
監査委員会	<ul style="list-style-type: none"> 中期経営計画の進捗状況、当グループの内部統制システムの整備・運営状況、財務報告・開示に係る統制状況等の重点監査項目 	<ul style="list-style-type: none"> 次期中計の立案プロセスのモニタリング グループ内部統制システムの高度化
リスク委員会	<ul style="list-style-type: none"> 当グループのリスク管理態勢の適切性 リスク文化の醸成と浸透策 昨今の外部環境からのリスク管理にまつわる取り組み状況 	<ul style="list-style-type: none"> マテリアリティ・マネジメントとリスク管理との接合 グループ経営におけるリスクガバナンスの高度化 レジリエンス強化・高度化
利益相反管理委員会	<ul style="list-style-type: none"> グループ・業容の拡大等に係る利益相反管理・顧客保護等管理の態勢整備 グループのフィデューシャリー・デューティーの浸透・実践 	<ul style="list-style-type: none"> (共通)信託銀行グループの特性を踏まえたリスク管理 次期中計等を踏まえたグループの利益相反管理 信託銀行グループとしての顧客の最善の利益

※1 2021年7月～2022年6月 ※2 2022年7月～2023年6月 ※3 監査委員会については、取締役会からの監査指示事項